

液化石油ガス事故対応要領

制定	20180326	保局第1号	平成30年	3月30日
改正	20220502	保局第1号	令和4年	6月1日
	20230316	保局第2号	令和5年	3月27日

1. 目的

本要領は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る対応について、詳細を定めるものである。

具体的には、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第36条第2項又は第63条第1項の規定に基づく届出のうち、液化石油ガス法に係る事故の定義等の詳細を定めるとともに、経済産業省産業保安グループ（以下「本省」という。）、産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における液化石油ガス法に係る事故対応について定めている。

また、「別紙」に事故が発生した地域を管轄する都道府県（当該地域が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該地域を管轄する指定都市。以下本文及び別紙において同じ。）が行うことが望ましい措置について記載している。

なお、「別紙」、「様式1」、「様式2」、「様式2-1」は、各都道府県の保安担当部署に対して共有及び周知し、統一的な事故対応を図ることとする。

2. 液化石油ガス法に係る事故の定義等

（1）LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）
ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

（２）充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。

② 消費設備（移動中のものを除く。）

③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

（３）その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、ＬＰガス事故には該当しない。

① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。

② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。

③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

⑤ その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。

例）自動車の飛び込みによる事故。

３．事故の規模の定義

事故の規模の分類は、以下のとおりとする。

(1) A級事故

LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの。
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(2) B級事故

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のLPガス事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するものをいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】

- ① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【C2級事故】

- ① C1級事故以外のLPガス事故。

4. 人的被害の定義

液化石油ガス法における人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1) 死者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者。

(2) 重傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者。

(3) 軽傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者。

5. 本省における対応

事故が発生した場合の本省における対応について、以下のとおりとする。

(1) LPガス事故に係る情報収集及び連絡

ガス安全室室長補佐（液化石油ガス技術担当）又は液化石油ガス事故分析・対策係長（以下「液化石油ガス技術担当補佐等」という。）（液化石油ガス技術担当補佐等が不在の場合は、ガス安全室総括補佐）は、事故が発生した地域を管轄する監督部から、様式1に掲げる情報を収集し、事故の規模に応じて本省関係者に連絡する。

なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後、情報が得られた項目については、随時追加することとする。

(2) LPガス事故現場へのガス安全室の職員等の現地派遣

- ① A級事故が発生した場合、ガス安全室長は、監督部の部長（支部長及び所長を含み、「監督部長」という。以下同じ。）に対し、監督部職員の現地派遣を要請するほか、必要に応じ、ガス安全室の職員を現地に派遣する。

また、大臣官房技術総括・保安審議官は、必要に応じ、産業保安審議官又はガス安全室長に現地派遣を指示する。

- ② B級事故であって、第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合について、ガス安全室長は、監督部長に対し、監督部職員の現地派遣を要請する。ただし、以下の場合は、この限りではない。

・事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。

・監督部からは事故現場が遠方であり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。

- ③ 保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合には、高圧ガス保安協会の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行い、又は、これに現地調査を委嘱することができる。

(3) LPガス事故発生直後の緊急措置

- ① 監督部と連携をとり、事故の状況を把握し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 事故の原因究明のため、必要と認められるときには、都道府県、LPガスの関係団体等の協力を得て所要の現地調査・実験研究等を行う。
- ③ 消費者安全法第12条第1項の通知に該当する物のうち重大な事故のみ（対象は、死亡、重傷及び一酸化炭素中毒とする。）を当省のHP等において、プレスリリースを行う。
なお、事故等に関して、プレスリリースを発出する場合は、保安課政策企画委員の確認を取るものとする。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要であると認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

- ① 事故の届出を行う販売事業者等（以下「販売事業者等」という。）の所管行政庁が本省であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあたると判断した場合、必要な指導又は処分を行う。
- ② 一般消費者等に対し、事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体等に対し、注意文書の通知、対策事項の指示等による指導を行う。

(5) 事故調査報告の整理・分析

- ① 監督部から提出された事故報告書類は、系統立てて分類整理し、1年ごとに集計して公表する。
- ② 1年ごとに年間の事故の内容を分析したものを踏まえ、事故防止対策及び改善事項を集約し、LPガス保安行政及び消費者啓発に反映させる。

6. 監督部における対応

(1) LPガス事故発生の連絡

事故の程度に関らず、事故が発生したことを覚知した場合は、速やかに電話等により、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に連絡する。

ただし、勤務時間外に覚知したＣ級事故については、直近の出勤日に速やかに連絡する。

連絡の際には、様式１に掲げる情報を収集し、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に連絡する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時追加することとする。

（２）ＬＰガス事故現場への監督部職員の現地派遣

- ① Ａ級事故が発生した場合、ガス安全室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式１に掲げる事項について調査を行う。なお、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、監督部職員に現地派遣を指示する。
- ② Ｂ級事故であって、第三者被害を含む等重要と認められる場合や、保安上重要な問題を含むと認められる事故が発生した場合、ガス安全室長の要請を受けた監督部長は、監督部職員に現地派遣を指示し、都道府県等の関係機関と協力して、様式１に掲げる事項について調査を行う。また、当該要請が無い段階であっても、監督部長は、被害の規模及び種類に応じ、必要と認めたときは、職員に現地派遣を指示する。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ・ 事故が既に収束し、被害の拡大のおそれがない場合であって、既に都道府県等の関係機関の調査が終了している場合。
 - ・ 監督部からは事故現場が遠方にあり、かつ、都道府県等の関係機関との情報収集体制の連携が密に取られている場合。
- ③ 事故現場に職員を派遣した監督部は、調査途中の経過を、液化石油ガス技術担当補佐等（不在の場合は、ガス安全室総括補佐）に随時報告する。ただし、ガス安全室の職員も現地派遣に同行している場合は、この限りではない。

（３）ＬＰガス事故発生直後の措置

- ① 都道府県等の関係機関と連携して事故の状況を把握するとともに、別紙の項目を確認し、必要な場合には意見を述べる。
- ② 重要な事項については、必要に応じガス安全室に連絡し、指示を受け

る。

(4) 事故の再発防止対策等

事故の内容に応じ、事故の再発防止等のために必要であると認められるときは、次に掲げる対策を実施する。

- ① 販売事業者等の所管行政庁が監督部であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあると判断した場合、必要な指導又は処分を行う。
- ② 必要に応じ、都道府県等の関係機関と連携して、管内事情に応じた対策を講ずる。
- ③ 前記①及び②の結果については、ガス安全室に報告する。

(5) 事故報告

- ① A級事故又はB級事故の場合は、都道府県から事故発生の日から10日以内に液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）様式第58又は様式58の2による事故報告書（以下「事故報告書」という。）を受理し、速やかにガス安全室に提出する。
- ② C級事故については、都道府県から提出された事故報告書を1ヶ月分取りまとめ、速やかにガス安全室に提出する。
- ③ 事故発生後、3ヶ月経過しても原因等が判明していない事故（充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難を除く。）については、経過後1週間以内に様式2により都道府県から報告させ、遅滞なく本省に提出する。
- ④ 事故報告書を受ける都道府県と販売事業者等を所管する都道府県が異なる場合は、必要に応じて販売事業者等を所管する都道府県に事故報告書を送付する。

(6) 経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて経済産業局（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局）と適切に連携を図るものとする。

都道府県におけるＬＰガス事故等対応について

１．目的

本文書は、ＬＰガス事故及び充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難が発生した場合に、都道府県が行うことが望ましい措置について記載し、統一的な事故対応を行うことを目的とするものである。

２．ＬＰガス事故発生時の連絡

- (１) 事故の程度に係わらず事故が発生したことを覚知したときは、速やかに監督部へ連絡する。
- (２) Ａ級事故又はＢ級事故が発生したことを覚知したときは、勤務時間外であっても電話等により監督部に連絡する。
- (３) ただし、勤務時間外にＣ級事故が発生したことを覚知したときは、直近の出勤日に速やかに監督部へ連絡する。
- (４) 事故の連絡の際は、様式１に掲げる情報を収集し、監督部に連絡する。なお、事故発生直後で不明確な項目がある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時連絡すること。
- (５) 事故覚知の時点で、ＬＰガス事故の疑いがある場合は、現時点で不明である旨を監督部に申し添える。また、原因が特定されるまでは、ＬＰガス事故として対応し、原因が判明した時点で、その旨を監督部に連絡する。

３．ＬＰガス事故現場への職員派遣

- (１) Ａ級事故又はＢ級事故が発生した場合、安全が確保されたことを確認したうえで、速やかに事故現場へ赴き、様式１に掲げる項目について調査を行う。
- (２) Ｃ級事故が発生した場合、調査が必要と判断された場合にあっては、事故現場に赴き、様式１に掲げる項目について調査を行うことを妨げない。
- (３) Ａ級事故又はＢ級事故が発生した場合は、現地調査の途中経過を状況に応じて監督部に報告する。ただし、ガス安全室、監督部が現地調査を実施しているときは、この限りでない。

４．ＬＰガス事故発生直後の措置

- (１) 監督部及び現地関係者等と連携し、事故の状況を把握するとともに、様

式 1 の項目を確認する。

(2) 重要な事項については、必要に応じ監督部と協議する。

5. 事故の再発防止対策等

販売事業者等の所管行政庁が都道府県であって、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあると判断した場合、販売事業者等の所管都道府県は、必要な指導又は処分を行う。

6. 事故報告

(1) A 級事故又は B 級事故の場合は、事故発生の日から 10 日以内に液石則様式第 58 又は液石則様式第 58 の 2 の事故報告書を監督部に提出する。

※液石則様式第 58 又は液石則様式第 58 の 2 の事故の状況欄における別紙については、様式 2 とし、必要に応じて写真、図面等を添付する。(以下同じ。)

(2) C 級事故については、1 ヶ月分を取りまとめ、液石則様式第 58 又は液石則様式第 58 の 2 により、翌月 10 日までに監督部へ提出する。

※充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難にあつては、液石則様式第 58 の事故の状況欄における別紙については、様式 2 に代えて様式 2-1 とする。(以下同じ。)

(3) 発生箇所及び発生原因を不明として報告した事故については、原因が判明次第様式 2 により報告する。

(4) 事故発生後、3 ヶ月経過しても原因等が判明していない事故(充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難を除く。)については、「不明」となっている理由等を記載のうえ、経過後 1 週間以内に様式 2 により報告する。

(5) 事故報告書提出後、事故の原因、被害状況、措置等の変更又は確定した事項があつた場合には、追加報告を行う。

様式 1

事故発生報告

1.	発生日時（時間は24時間呼称）
2.	発生場所（市区町村名まで）
3.	事故種別 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／CO中毒／酸欠／
4.	人的被害（有／無／確認中） 死者 名（うち第三者 名） 重傷者 名（うち第三者 名） 軽傷者 名（うち第三者 名）
5.	物的被害（有／無／確認中） 内容：
6.	火災認定（有／無／確認中）
7.	事故発生箇所 ①ガス栓 ②消費機器（燃焼器との接続管等を含む。） 燃焼器名称： ③配管等 ④メーター ⑤調整器 ⑥高圧ホース ⑦供給管 ⑧集合装置 ⑨バルク貯槽等 ⑩充てん設備（許可区分：高圧法・液化石油ガス法） ⑪貯蔵施設 ⑫充てん容器又は残ガス容器 ⑬その他 ⑭不明
8.	販売事業者等の名称等 ①名称（販売所名含む）： ②販売所所在地： ③連絡先：

	④所管行政庁：
9.	事故の概要等 ①事故の概要 ②推定原因
10.	職員の現地派遣（有／無／検討中） 監督部／都道府県／指定都市／その他：